

# 第3次 雲仙市男女共同参画計画



平成30年3月  
雲仙市



# はじめに

雲仙市では、平成20年3月に「雲仙市男女共同参画計画」を、次いで、平成25年3月に「第2次雲仙市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する施策に取り組んで参りました。

平成29年度末で「第2次雲仙市男女共同参画計画」の期間が終了することから、市民意識アンケート調査を実施し、男女共同参画懇話会からの提言や国や県の計画と整合を図りながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働による取組を進めるため、このたび「第3次雲仙市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、「第2次雲仙市男女共同参画計画」を引き継ぎ、「男女が互いに認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念とし、3つの基本目標については、新たに「男女が互いに認め合い、尊重し合う意識づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画」、「安全・安心な暮らしの実現」とし、各種施策を展開して参ります。

男女共同参画社会の実現には、地域や地域の人々が抱える様々な分野の課題に対し、男女共同参画社会の視点を活かしつつ、市民・事業所・行政が連携・協働し一体となった取組が必要です。今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご提言・ご意見をいただきました雲仙市男女共同参画懇話会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

平成30年3月

雲仙市長 金澤 秀三郎

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1. 趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画策定までの過程	4

## 第2章 男女を取り巻く現状

1. 人口の推移	8
2. 年齢階層別未婚率の推移	10
3. 婚姻・離婚件数の推移、世帯数の推移	11
4. 産業の状況と労働力率	12

## 第3章 計画の方針

1. 基本理念	16
2. 基本目標	17
3. 計画の体系	18

## 第4章 計画の基本構想

基本目標1 男女がお互いに認め合い、尊重し合う意識づくり	22
重点目標1 男女共同参画への意識づくり	22
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	26
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画	29
重点目標3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	29
重点目標4 働く場における男女共同参画の推進	33
重点目標5 地域社会における男女共同参画の推進	39
重点目標6 仕事と生活の調和の推進	44
重点目標7 子育て・介護環境の整備・充実	48
基本目標3 安全・安心な暮らしの実現	51
重点目標8 人権の尊重	51
重点目標9 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	55
重点目標10 生涯を通じた女性の健康支援	61
重点目標11 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	63

## 第5章 計画の目標設定

1. 計画の目標設定	66
------------	----

## 第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	70
2. 計画の進行管理	70

## 参考資料

1. 雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱	72
2. 雲仙市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	73
3. 男女共同参画社会基本法	75
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	81
5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	93
6. 男女共同参画に関する世界、国、県の動き	103

## 第1章 計画の概要

# 1 趣旨

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会とされています。

本市では、平成 11 年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」及び、平成 14 年に施行された長崎県男女共同参画条例の趣旨を踏まえ、平成 18 年 10 月に雲仙市男女共同参画懇話会を設置し、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念として、平成 20 年 3 月に「雲仙市男女共同参画計画」を、平成 25 年 3 月に「第 2 次雲仙市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を講じてきました。

しかしながら、地域における固定的性別役割分担意識※は依然根強く残っており、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、個人が個性や能力を十分に発揮するには多くの課題があり、今後も引き続き固定的性別役割分担意識の解消や意識啓発に取り組んでいく必要があります。

国においては、働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状を踏まえるとともに、急速に人口減少が進む中で将来の労働力不足の懸念や人材の多様性の確保に対応するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成 27 年 8 月に制定されました。また、「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に閣議決定されています。

平成 29 年度末で第 2 次雲仙市男女共同参画計画の期間が終了することから、市民意識アンケート調査の結果を踏まえ、男女共同参画懇話会からの提言や、国や県の計画と整合を図りながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働による取組を進めるため、第 3 次雲仙市男女共同参画計画を策定しました。

---

※ 固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であり、雲仙市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次長崎県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「第2次雲仙市総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

また、この計画の「基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画」は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」に位置付けます。

さらに、この計画の「基本目標3 重点目標3-9 女性等に対するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置付けます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成30(2018)年4月から平成35(2023)年3月までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢や環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

## 4 計画策定までの過程

### (1) 市民意識アンケート調査※の実施

市民との協働の視点から、満20歳以上80歳未満の市民約3,000人を対象とする「雲仙市男女共同参画社会に関する市民アンケート」を実施し、市民の意識や実態の現状把握と、施策や目標値設定の基礎資料としました。

調査時期	平成29年6月27日～7月7日
調査対象	満20歳以上80歳未満の雲仙市民3,017人
回収結果	911件（回収率30.2%）
調査方法	郵送による配布・回収

### (2) 雲仙市男女共同参画懇話会の開催

雲仙市男女共同参画懇話会を開催し、雲仙市の男女共同参画社会の実現に向けて協議を行い、懇話会における提言を十分に計画に反映しました。

#### 第4次雲仙市男女共同参画懇話会の提言

- 提言1 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進に努められたい
- 提言2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努められたい
- 提言3 生涯を通じた男女の健康支援に努められたい
- 提言4 地域コミュニティ及び防災分野における男女共同参画の推進に努められたい
- 提言5 あらゆる暴力の根絶に努められたい

※ 市民意識アンケート調査（以下「市民アンケート調査」という）：この計画書に掲載している市民アンケート調査結果についての回答は原則として、各質問の調査数を基数（n）とした百分率で表し、小数第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計は100%を超える場合があります。



### 第5期雲仙市男女共同参画懇話会の提言

#### 提言1 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 子どもにとっての男女共同参画の推進

#### 提言2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 男性の家事、育児、介護の参画の推進
- (2) 女性の就業・起業に対する支援

#### 提言3 生涯を通じた男女の健康支援

ライフステージに応じた健康支援の充実

#### 提言4 地域コミュニティ及び防災分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域における男女共同参画の推進
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進

#### 提言5 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV※））の防止と被害者への支援の充実

---

※ DV：英語の「domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）」を略したものです。「DV」については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

### (3) 庁内推進会議および幹事会の開催

雲仙市においては、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、職員で構成する雲仙市男女共同参画庁内推進会議および庁内推進会議幹事会を設置しています。幹事会においては、推進会議に付議する計画案について調査研究を行い、推進会議において計画案の検討を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

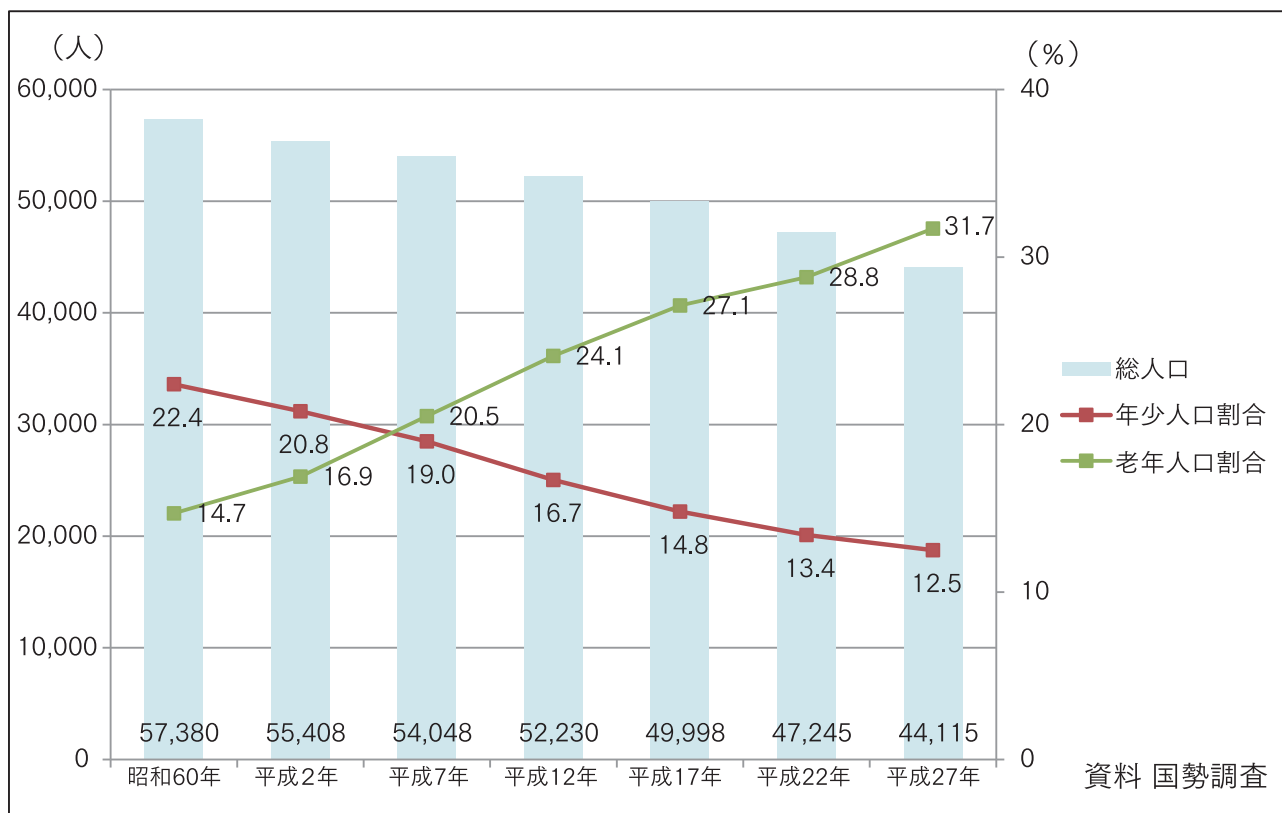
雲仙市では、協働によるまちづくりの実現を図るため、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるパブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、平成 29 年 12 月4日から平成 29 年 12 月 25 日まで意見の募集を実施しました。

## 第2章 男女を取り巻く現状

# 1 人口の推移

## 【本市の総人口及び年少・老年人口割合の推移】

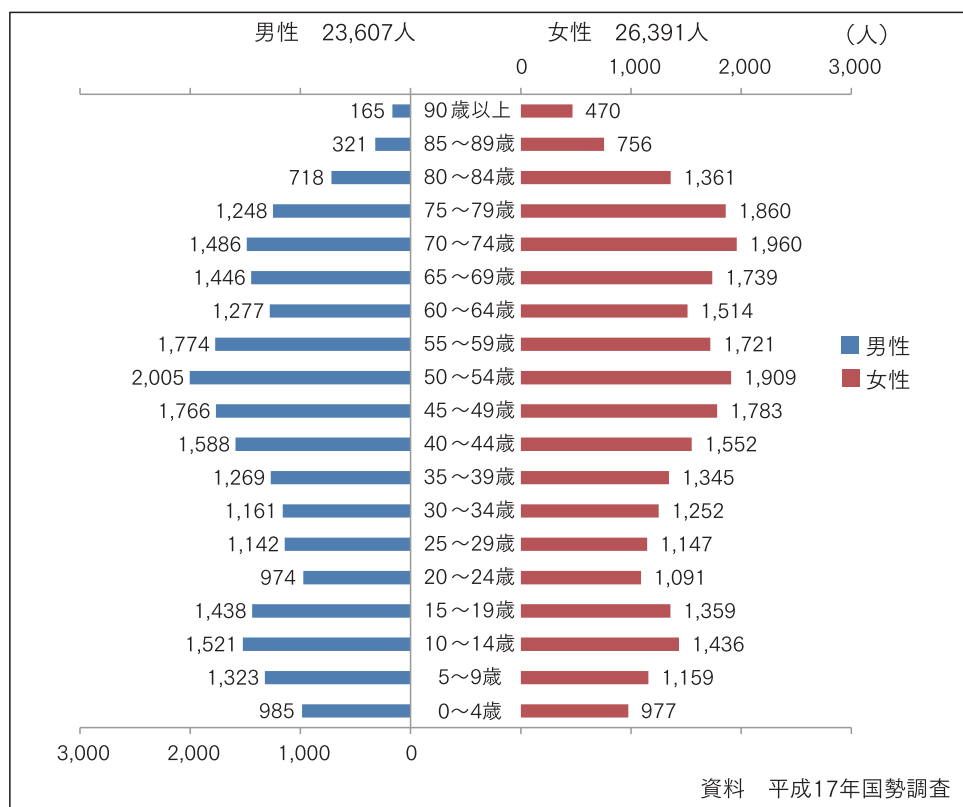


国勢調査によると、本市の総人口は昭和 60 年から平成 27 年までの約 30 年間で 13,265 人（約 23.1%）減少しています。5年ごとの減少幅を見ると平成 17 年から平成 22 年までが 2,753 人（約 5.5%）、平成 22 年から平成 27 年までが 3,130 人（約 6.6%）と拡大しており、今後も人口減少が続くことが予想されます。

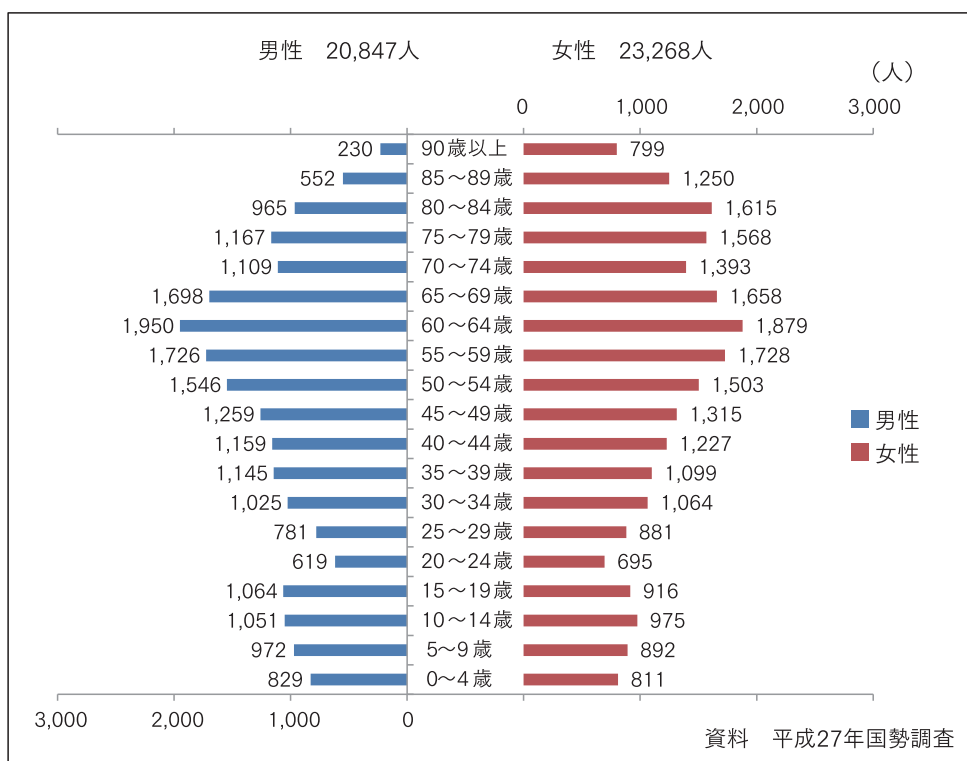
年少人口割合（15 歳未満）は減少しており、一方、老年人口割合（65 歳以上）は上昇し、平成 27 年に初めて3割を超えました。少子化により若年層が減少し、高齢者層の比率が高まる傾向が読み取れます。

【本市の人口ピラミッド（5歳階級別人口構成図）の比較】

平成 17（2005）年



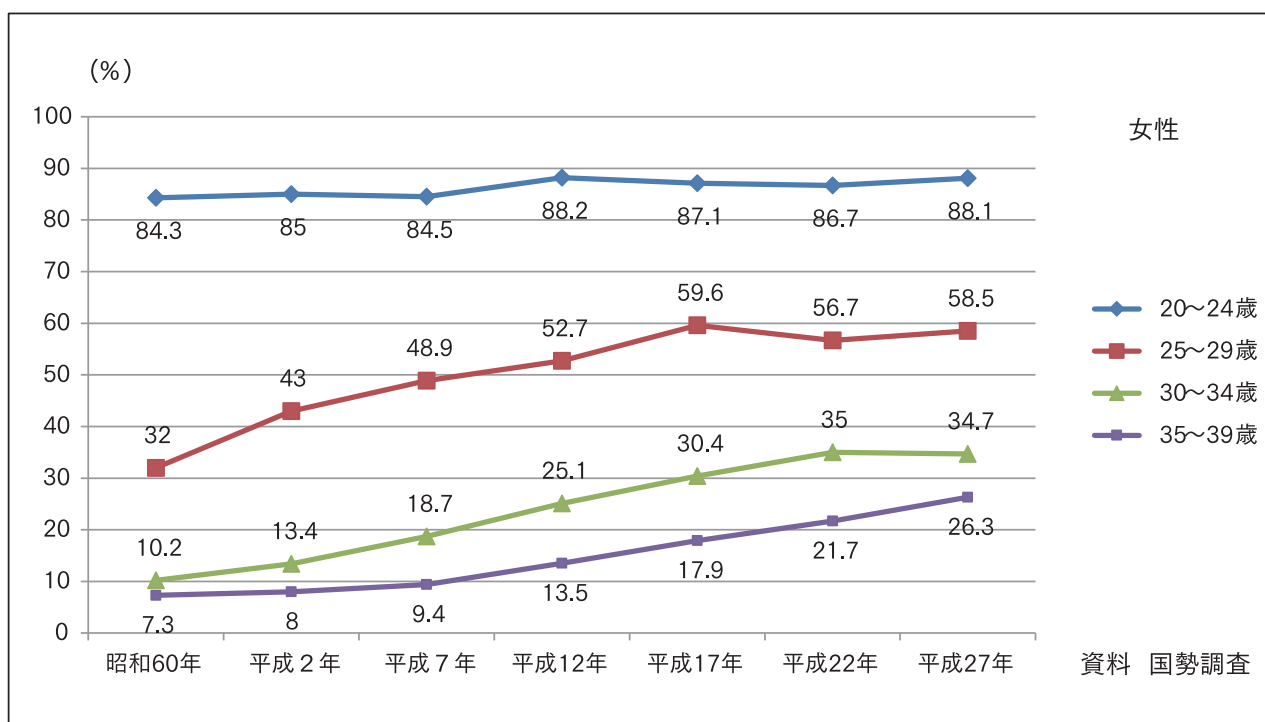
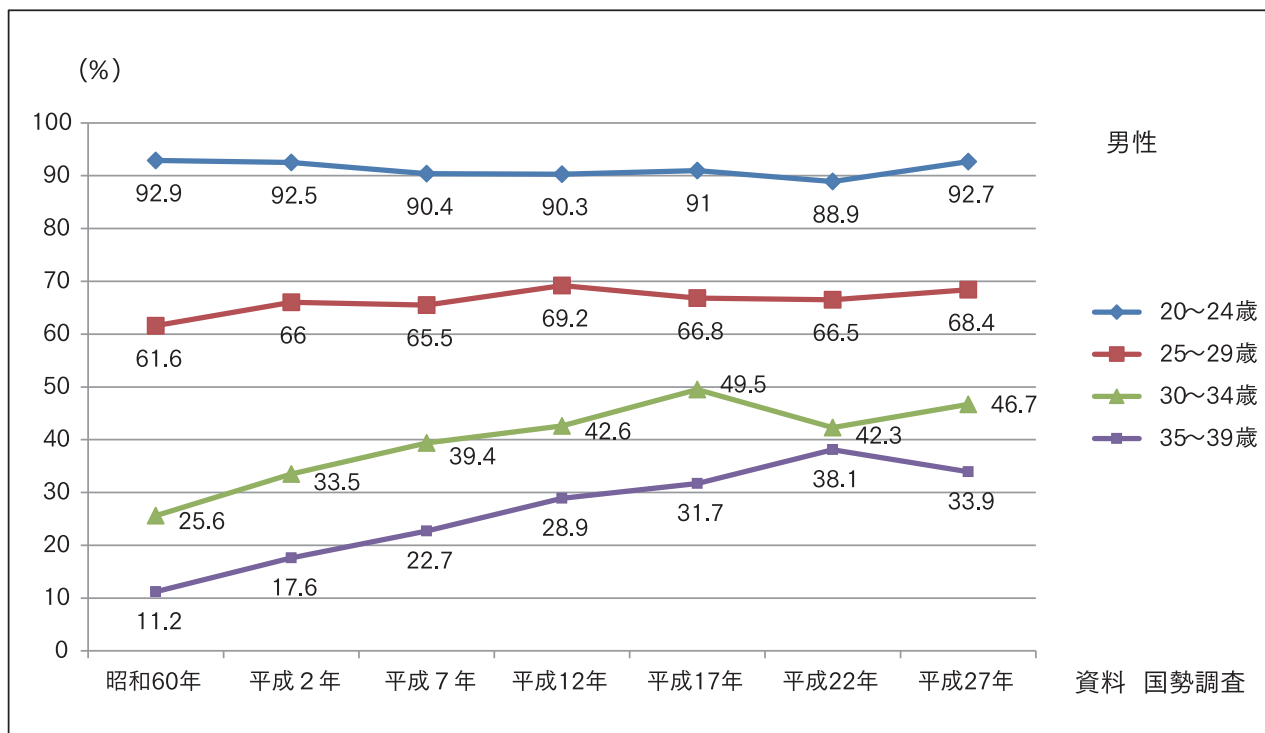
平成 27（2015）年



本市の平成 17 年と平成 27 年の5歳階級別の人口構成図を比較すると、平成 27 年はさらに底辺の幅が狭くなったつぼ型の少子高齢化の人口分布を示しています。

## 2 年齢階層別未婚率の推移

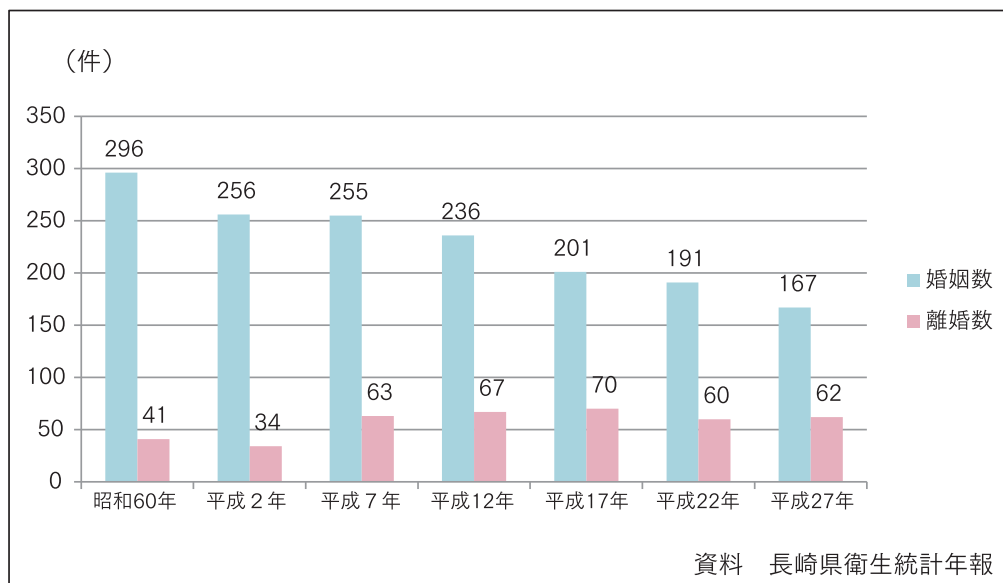
【年齢階層別未婚率の推移】



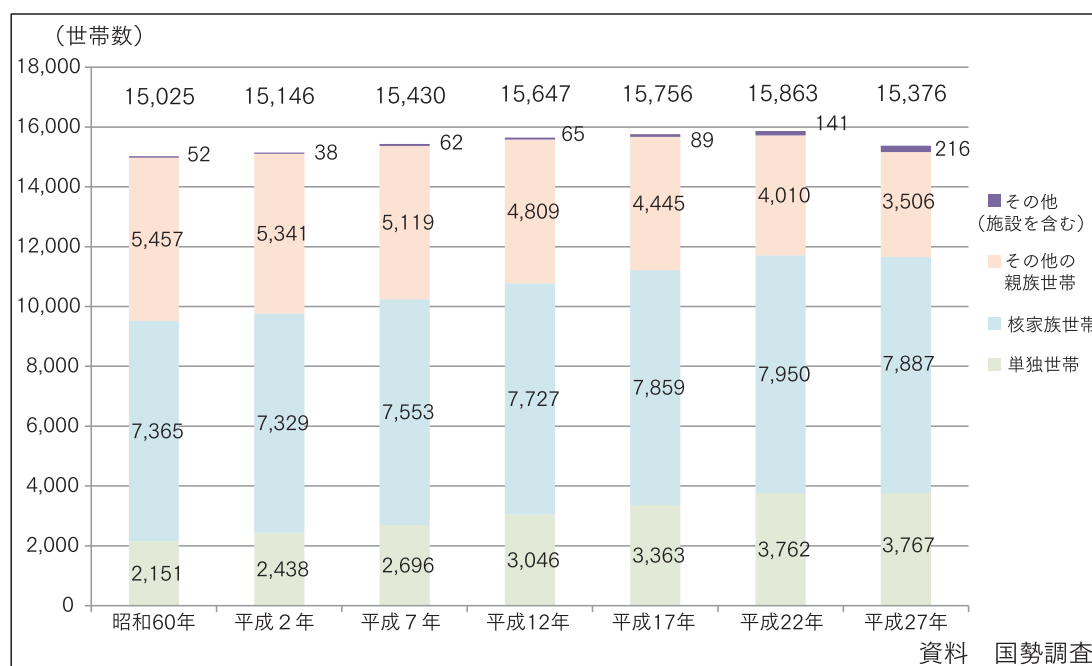
本市においては長期的にみると 30 歳以上の未婚率が上昇傾向にあります。非婚化・晩婚化は少子化の主な要因のひとつとされています。

### 3 婚姻・離婚件数の推移、世帯数の推移

#### 【婚姻・離婚件数の推移】



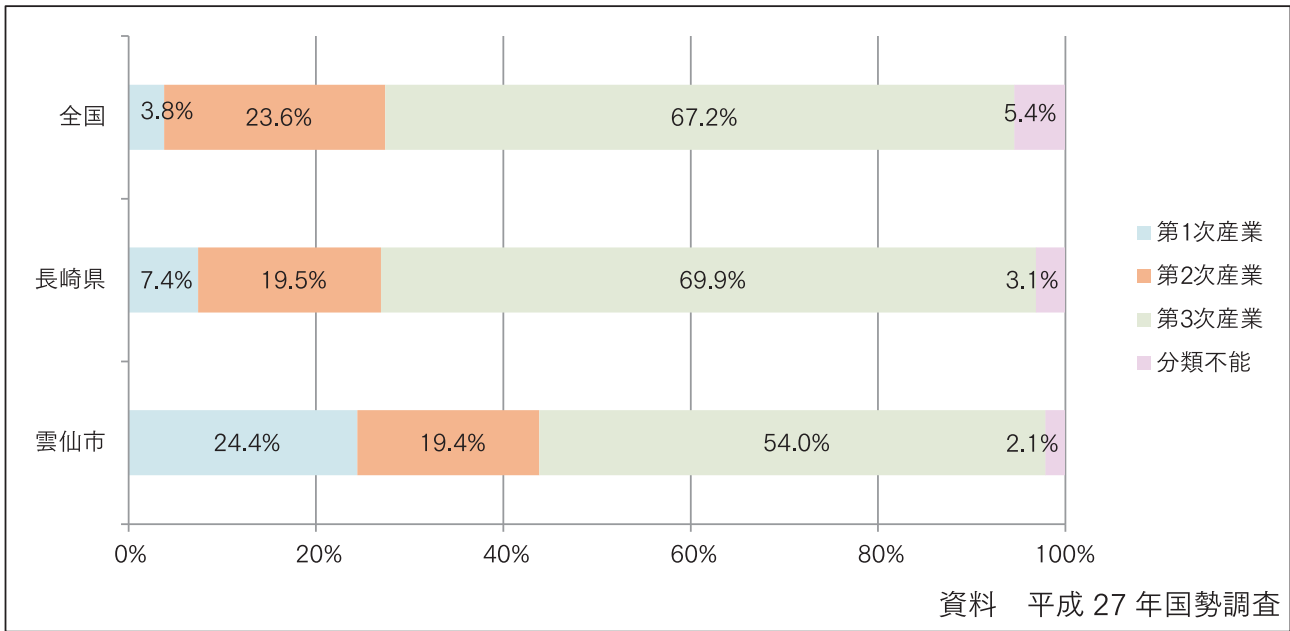
#### 【世帯数の推移】



本市において、婚姻件数は昭和60年と平成27年を比較すると約43.6%減少し、離婚件数は増加しています。世帯数を見ると、平成22年までは、人口減少の中にあっても増加していましたが、平成27年国勢調査において初めて減少に転じました。その内容を見ると、昭和60年以降単身世帯が増加し、核家族ではない、その他の親族世帯は年々減少しています。平成27年においては、単身世帯と核家族世帯が全世帯の約75.8%を占め、家庭内の相互扶助機能が低下していることが懸念されます。

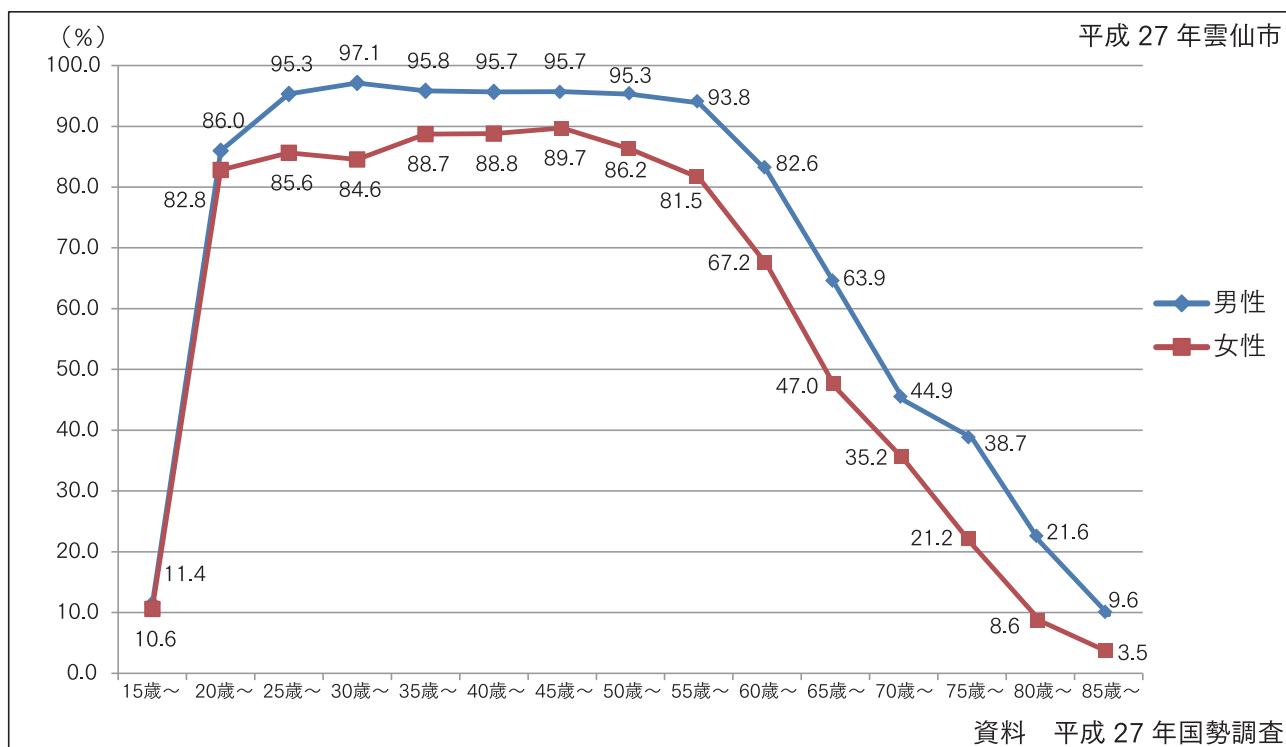
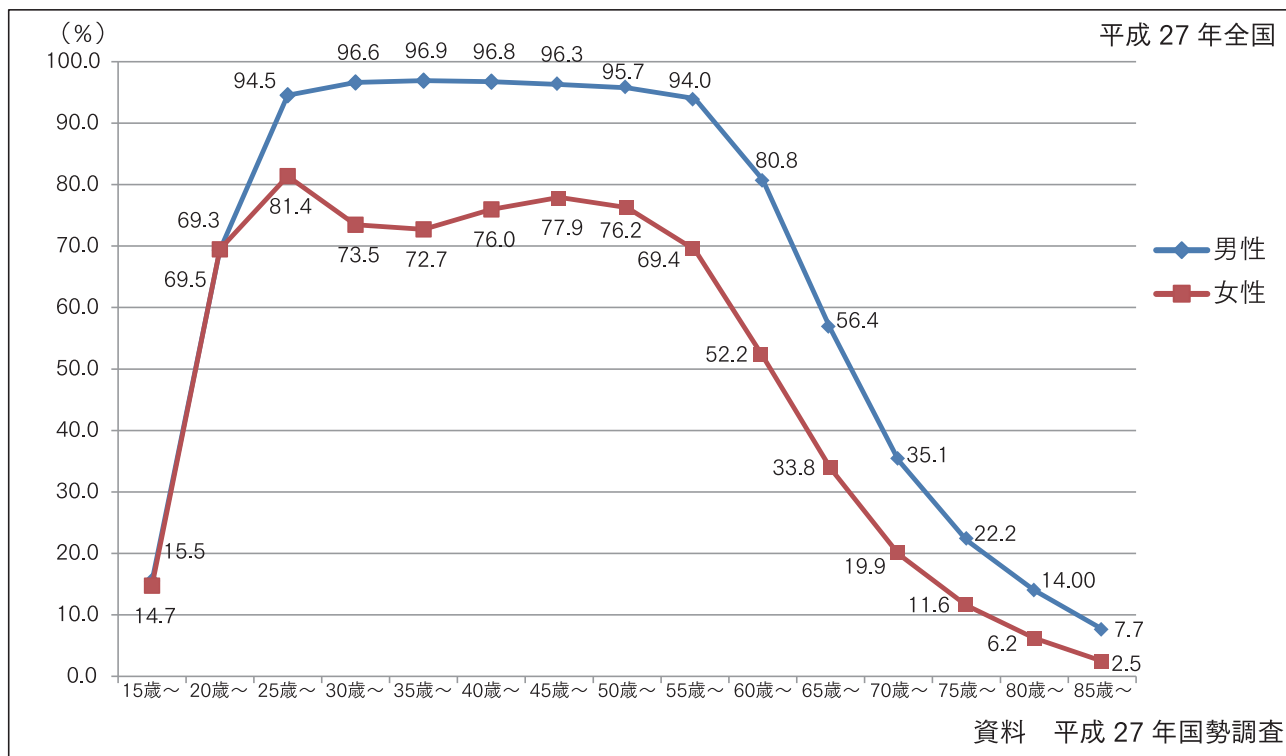
# 4 産業の状況と労働力率

【全国、長崎県、本市の産業構造】





【性別・年齢別労働力率】



本市の産業構造を見ると、農業を中心とする第1次産業人口の割合は 24.4%で、国や県と比較してもかなり高い割合となっています。

また、わが国の女性の労働力率※は、20代半ばと50代前後の2つをピークとする「M字曲線（カーブ）」を描くことが特徴的ですが、平成27年の本市の女性の年齢別の労働力率を見ると、20代半ばから50代までほぼ横ばいとなっています。雲仙市においては、結婚後や子育て中も仕事を続ける女性が多いことなどがみてとれます。

※ 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。



## 第3章 計画の方針

## 1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要となります。

「雲仙市男女共同参画計画」（平成20～24年度）、「第2次雲仙市男女共同参画計画」（平成25～29年度）では、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指して施策を実施してきました。

本計画においても、前計画における基本理念は変更せず、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

### 男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち」を目指します。

## 2 基本目標

計画の基本理念を実現するために、市民・事業者・行政が目指すべき姿を設定し、基本目標とします。

### 基本目標1 男女が互いに認め合い、尊重し合う意識づくり

#### 目指す姿

固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習が意識啓発により見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。

学校教育や生涯学習の場で男女共同参画の視点に立った学習が進められ、一人ひとりが個性を生かし、可能性を伸ばす生き方を選択しています。

### 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画

#### 目指す姿

男女があらゆる分野において対等な立場に立ち、その個性と能力を発揮し、共に責任を担っています。

性別に関わらず、個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、その能力を十分に発揮できます。

男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できます。

女性が地域社会における活動や地域の防災活動に積極的に参画することにより、地域社会が活性化しています。

### 基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

#### 目指す姿

男女がお互いの権利を正しく理解し尊重し合うとともに、生涯にわたり協力していく、男女共同参画社会が形成されています。

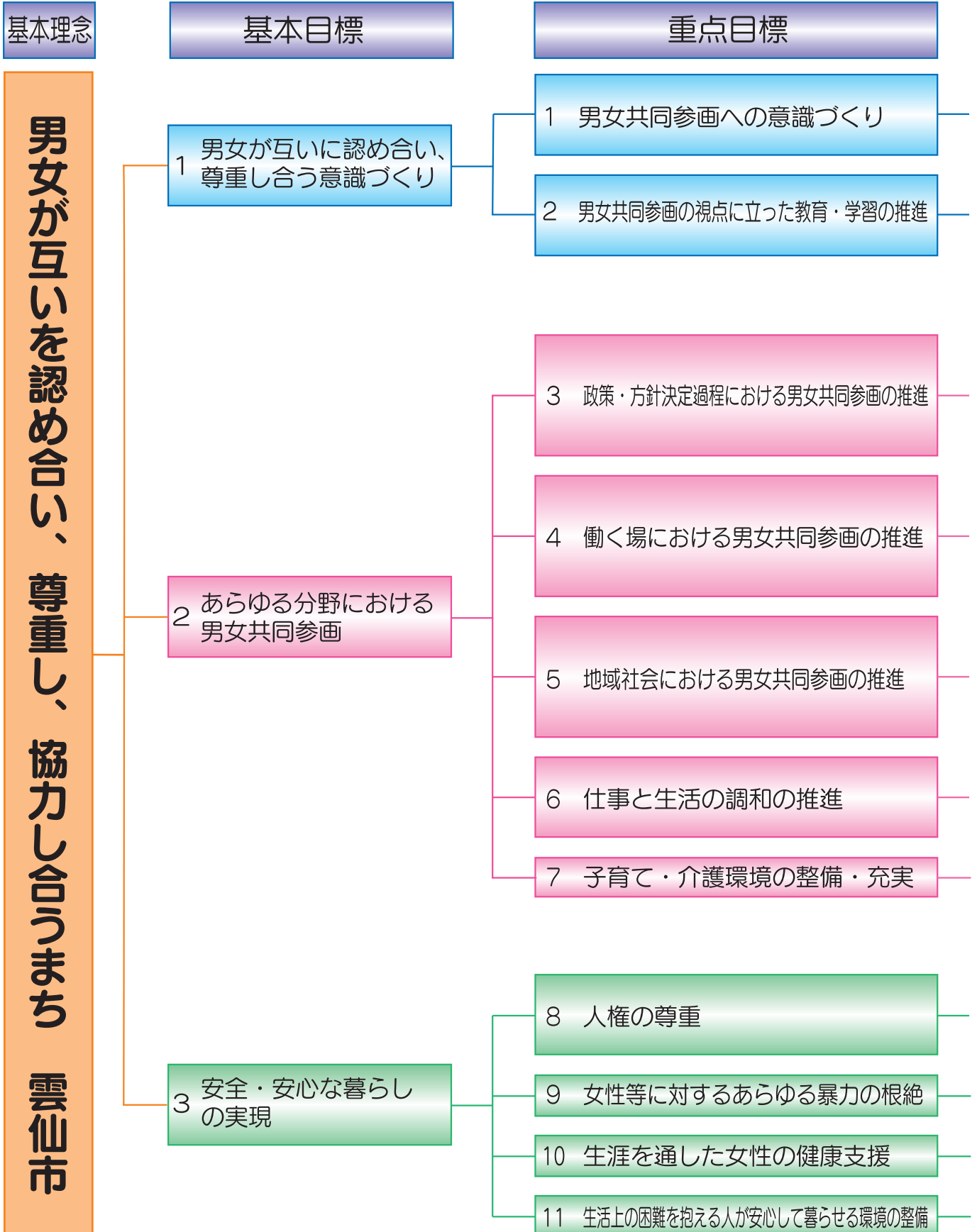
すべての人があらゆる暴力は決して許されるものではないということを理解しています。

男女がお互いの性差を十分に理解し、相手に対する思いやりを持って健康に暮らしています。

障がいや高齢などで、生活上の困難を抱える人も自立した生活を安心して送っています。

### 3 計画の体系

基本理念の実現に向けた重点目標を設定し、本計画に沿って市と市民が協働して取り組むこととします。



## 施策の基本的方向

- 1 意識改革及び社会慣行の見直しの促進
- 2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
- 3 成長期における男女平等への理解の促進
- 4 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

- 5 女性の声を反映するシステムづくり
- 6 行政における男女共同参画の推進
- 7 企業・地域団体などにおける女性の参画促進

- 8 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- 9 女性のチャレンジ支援
- 10 家族経営・小規模事業者などにおける女性の就労環境の改善

- 11 男女協働による地域コミュニティづくり
- 12 地域活動団体への活動支援
- 13 防災分野等の新たな分野での女性の参画促進

- 14 固定的性別役割分担の見直し
- 15 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進

- 16 子育て・介護環境の整備・充実

- 17 人権に関する意識啓発
- 18 性の尊重

- 19 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

- 20 生涯を通じた女性の健康支援

- 21 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

